

-適正服薬相談事業及び適正受診指導対象者抽出業務に係る企画提案競技に関する質問及び回答（5月27日公表）

福島県後期高齢者医療広域連合

No.	書類等名	頁	質問事項	質問内容	回答
1	企画提案競技実施要領	3	9(4)提出書類	「企画提案書」について、A4版であれば様式は自由とのことですが、ページ数に関する制限はありますか。	ページ数に制限はありません。
2	企画提案競技実施要領	3	9(4)提出書類	「協力企業一覧表」について、「主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要」とのことですが、通知のデザイン及び発送、コールセンター業務をそれぞれ外注する場合は協力企業に該当しますか。	通知のデザイン、コールセンター業務を外注する場合には、協力企業に該当します。
3	業務仕様書Ⅰ (適正服薬)	1	4(1)対象者及び抽出基準	ア「3ヵ月継続して6種類以上の「内服薬」の処方がある者」とありますが、処方ではなく、服用として判断させて頂いて宜しいでしょうか。	被保険者が実際に服用しているかどうかは確認できないため、抽出基準は、処方がある者としていますが、抽出上は服薬していると判断して差し支えありません。
4	業務仕様書Ⅰ (適正服薬)	1	4(1)対象者及び抽出基準	90日処方された薬も服用判断に含める想定ですが、お預かり3か月分のレセプトで確認できる範囲という認識ですが正しいでしょうか。	レセプトは、2月～5月分の4か月分を提供いたしますので、この中の3月～5月分の3か月分のレセプトで確認できる範囲で抽出していただきます。なお、その際、長期服用（処方）を考慮していただくために2月分のレセプトも参照していただきたいとの趣旨です。
5	業務仕様書Ⅰ (適正服薬)	1	4(1)対象者及び抽出基準	委託業務仕様書Ⅰの「4 対象者及び抽出基準」には「抽出の基準は、令和2年5月診療分を基準月とし、3月から5月診療分の3か月で判定する」とある一方で、特記仕様書の「1 通知書作成」には「ア 長期服用を考慮して、対象月より最大過去4か月分のレセプトを参照すること。」とありますが、「対象月より過去最大4か月分のレセプトを参照」というのはどのようなことを想定されているのでしょうか。	例えば、5月に90日の処方があった被保険者の場合、5月に初めて処方された可能性もありますが、2月に90日の処方があれば、3か月継続して処方されていることとなり、抽出対象者に該当することになります。
		3	特記仕様書 1(2)ア医薬品種数等の算定		

No.	書類等名	頁	質問事項	質問内容	回答
6	業務仕様書Ⅰ (適正服薬)	1	4(2)イ抽出基準除外者	介護老人保健施設、特別養護老人ホーム入所者について、除外する者をレセプト情報と突合できるデータ形式にてご提示いただけるのでしょうか。	該当者の情報（データ）を提供いたしますので、受注者においてレセプトデータと突合して除外していただきます。
7	業務仕様書Ⅰ (適正服薬)	1	5(1)業務内容	相談対応ハガキの作成について、デザインはご提供頂けるのでしょうか？	提供いたしません。受注者においてデザイン等を検討の上、提案していただきます。
8	業務仕様書Ⅰ (適正服薬)	1	5(1)業務内容	「実施結果報告書」と「効果検証報告書」について、これらの相違点はどのような点でしょうか。	実施結果報告書は、対象者の抽出状況（薬剤種別、市町村別等）、お知らせ文発送状況等の実績を記載していただきます。 効果検証報告書は、通知書送付後の事業の効果（被保険者の行動変容等）を送付前と送付後のレセプト情報から効果の検証をしていただいた結果を記載していただきます。
9	業務仕様書Ⅰ (適正服薬)	2	5(4)コールセンターの 人員及び業務内容	「発注者を經由して該当市町村の保健師等に情報提供を行う」とありますが、簡単な問い合わせ内容のご提供といった想定でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	業務仕様書Ⅱ (適正受診)	1	4(2)ア抽出基準除外者	介護老人保健施設、特別養護老人ホーム入所者の方は除外するとのことですが、該当者の方の情報をいただけるのでしょうか。	該当者の情報（データ）を提供いたしますので、受注者においてレセプトデータと突合して除外していただきます。
11	業務仕様書Ⅱ (適正受診)	1	4(2)イ抽出基準除外者	感染症について、具体的な疾病はお示しいただけるのでしょうか。	除外する感染症は、疾病分類コードで提供いたします。

No.	書類等名	頁	質問事項	質問内容	回答
12	業務仕様書Ⅱ (適正受診)	1	4(2)イウ抽出基準除外者	「イ アルコール依存症、統合失調症、うつ病、神経症、心身症、老人性精神障害、器質性精神病などの精神疾患のある者」及び「ウ 腎不全、癌又は悪性新生物、結核などの感染症の疾患のある者」について、該当する疾患を傷病名コードまたはICD10コード(2013)にて定義していただけるのでしょうか。	抽出の際に除外される疾病等の情報は、疾病分類コードで定義した上で提供いたします。
13	業務仕様書Ⅱ (適正受診)	2	7(2)趣旨説明通知等による訪問指導対象者抽出	通知書のサイズ、封筒のサイズについては、【指定は無い】という認識で宜しいでしょうか。	通知書及び封筒のサイズ指定はありません。受注者において検討の上、提案していただきます。
14	業務仕様書Ⅱ (適正受診)	2	7(2)趣旨説明通知等による訪問指導対象者抽出	①～④同封物及び送付用封筒についてはご提供頂けるのでしょうか。 ご提供いただける場合は印刷仕様もご教示ください。	同封物及び送付用封筒は、提供いたしません。受注者において印刷仕様を検討の上、提案していただきます。
15	業務仕様書Ⅱ (適正受診)	2	7(2)趣旨説明通知等による訪問指導対象者抽出	通知文書の送付物は「① 趣旨説明通知文、② 家庭訪問による健康相談のご案内、③ 健康相談申込書、④ 返信用封筒」の4点とありますが、「② 家庭訪問による健康相談のご案内」及び「③ 健康相談申込書」は発注者で用意されているものを同封することを想定されていますか。または、受注者にて新たに送付物を作成することを想定していますか。	「② 家庭訪問による健康相談のご案内」及び「③ 健康相談申込書」とも、提供いたしません。受注者において内容を検討の上、提案していただきます。